

2025年4月4日
株式会社日本政策金融公庫

「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、4月3日付で、全国152支店※に、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置しました。

日本公庫は、このたびの米国自動車関税措置等に伴う影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

※最寄りの支店にて、皆さまからのご相談に対応しています。各支店の住所・電話番号・営業時間等は日本公庫ホームページをご覧ください。<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

<主な融資制度>

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	経営環境変化対応資金	
融資限度額	4千8百万円	7億2千万円
融資期間（うち据置期間）	設備資金 15年以内（3年以内） 運転資金 8年以内（3年以内）	

2 農林漁業者向け

	農林水産事業
適用できる制度	農林漁業セーフティネット資金（※1）
融資限度額	（一般）600万円 （特認）年間経費等の6/12以内（※2）
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）

（※1）粗収益が前期に比して悪化している方等がご利用いただけます。

（※2）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。